

## 大和市保育所設置条例逐条解説

### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、保育所の設置について、必要な事項を定めるものとする。

### 【解説】

本条例を制定した趣旨です。児童福祉法第35条第3項では、市町村は保育所を設置することができるとしており、本条例は、この規定に基づいて本市が保育所を設置するために必要な事項を定めています。

### (設置)

第2条 本市に保育所を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

### 【解説】

保育所などの「公の施設」を設置するときは、地方自治法の規定により、条例で定めなければなりません。本条例により本市が設置している保育所は、別表に記載しているとおりです。

### (委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 【解説】

本条の規定を受けて、大和市保育所設置条例施行規則を制定しています。同規則では、入所の定員や保育時間などについて定めています。

### 別表(第2条関係)

名称	位置
大和市立緑野保育園	大和市中心林間四丁目27番12号
大和市立若葉保育園	大和市鶴間一丁目25番3号
大和市立草柳保育園	大和市中心六丁目8番27号
大和市立福田保育園	大和市福田八丁目22番地5

**【解説】**

第2条の規定を受けて本市が設置している保育所の名称と位置を定めています。平成25年4月現在で5か所設置しています。